

第10号議案

文京区立学校事案決定規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和7年2月5日

提出者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会訓令第 号

文京区立幼稚園  
文京区立小学校

文京区立学校事案決定規程（平成十二年二月文京区教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年二月 日

文京区教育委員会

第一条中「幼稚園」の下に「、幼稚園型認定こども園」を加え、「第六条第四項に基づく副校長（副園長を含む。別表を除き、以下同じ。）」を「第六条第四項の規定又は第三十条の規定により準用する第六条第四項の規定に基づく副校長及び副園長」に改める。

第三条第一項中「副校長」の下に「（副園長を含む。第十一条第一項及び別表を除き、以下同じ。）」を加える。

第十条第二項中「主幹」を「主幹教諭」に改める。

第十一条第一項中「学校」を「区立小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）」に改める。

第十六条の見出し及び同条中「幼稚園」の下に「及び幼稚園型認定こども園」を加える。

別表中二の部を三の部とし一の部の次に次のように加える。

2 幼稚園型認定こども園

件名	区分	園長	副園長
1 幼稚園型認定こども園の教育及び保育の事務に関すること。 （1）教育及び保育の事務に関すること。 （2）教育課程の編成に関すること。 （3）重要な行事の計画に関すること。	1 園の教育目標に関すること。 2 教育課程の編成に関すること。 3 重要な行事の計画に関すること。	1 防災に係る計画に関すること。 2 教育及び保育の事務に係る事項の決定及び実施に関すること（重要な計画及び方針の決定に関する事項）	

保育の管理に関すること。

と。

ことを除く。)。

2 所屬 職員の 管理に 関する	(1) 職員の人事に 関すること。	(4) 幼稚園型認定 こども園徴収金 に関すること。	(3) 給食に関する こと。	(2) 学事に関する こと。	4 その他教育及び保育の事務に 係る重要な計画及び方針の決定 に関すること。
1 職員の人事に 関すること。	1 幼稚園型認定 こども園徴収 金に係る計画の決定に関する こと。 2 幼稚園型認定 こども園徴収 金に係る予算及び徴収金額の 決定に関すること。	1 幼稚園型認定 こども園徴収 金に係る計画の決定に関する こと。 2 給食費の執行管理及び決算 に関すること。	1 給食の重要な計画に関する こと。 2 給食費の執行管理及び決算 に関すること。	1 園児の入園、在園、修了そ の他身分取扱いに関するこ と。 2 園児に係る重要な調査並び に照会に対する回答、重要な 証明及び報告に関すること。 3 その他学事に係る重要な計 画及び方針の決定に関するこ と。	1 园児の入園、在園、修了そ の他身分取扱いに関するこ と。 2 園児に係る重要な調査並び に照会に対する回答、重要な 証明及び報告に関すること。 3 その他学事に係る重要な計 画及び方針の決定に関するこ と。 4 その他教育及び保育の事務に 係る重要な計画及び方針の決定 に関すること。
2 職員の人事に 関すること。	1 職員の人事に係る具申に すること。 2 その他人事に係る重要な決 定及び報告に関すること。	幼稚園型認定 こども園徴収金 の執行管理に 関すること。	給食の計画に関するこ と(重要な ものを除く。)。	1 学事に係る事項の決定及び実 施に関するこ と(重要な計画及び 方針の決定に関するこ とを除く。)。 2 園児に係る調査並びに軽易な 照会に対する回答、軽易な証明及 び報告に関するこ と。	1 学事に係る事項の決定及び実 施に関するこ と(重要な計画及び 方針の決定に関するこ とを除く。)。 2 园児の入園、在園、修了そ の他身分取扱いに関するこ と。 3 园児に係る調査並びに軽易な 照会に対する回答、軽易な証明及 び報告に関するこ と。

こと。

(2) 職員の服務に関すること。

1	職員の校務分掌に関すること。
2	主任の充て命じに関すること。
3	職員の週休日の指定、週休日の勤務及び変更、宿日直勤務、休日勤務及び代休日の指定、休暇並びに育児休業及び部分休業に関すること。
4	職員（副園長を除く。）の超過勤務に関すること。
5	副園長の出張（長期にわたる近接地外の出張及び海外への出張を除く。以下本表中において同じ。）の命令に関すること。
6	職員の出張の命令に関すること。
7	副園長の欠勤、早退その他の届に関すること。
8	非常勤講師、嘱託職員の服務に関すること。
9	副園長及び教育職員の教育に係る兼職又は事業等の従事の承認に関すること。
10	職員の職務専念義務の免除の承認に関すること（副園長の決定すべき事案とされてい

1	職員の欠勤、早退その他の届に関すること。
2	職員の職務専念義務の免除の承認に関すること（地方公務員法第五十五条第八号の規定に基づく適法な交渉及びその準備を行う場合並びに勤務の軽減措置による場合を除く。）。
3	服務に関する輕易な証明等に関すること。

る場合を除く。)。

副園長の海外旅行（休業期

間中のみ及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇とを接続させる海外旅行に限る。(以下本表中において同じ。)の許可に関すること。

職員の海外旅行の許可に関すること。

職員の研修（長期にわたる研修及び海外派遣研修を除く。以下本表中において同じ。）命令に関すること。

各種表彰候補者等の推薦に関すること。

その他のサービスに関する決定及び報告に関すること（副園長の決定すべき事案とされている場合を除く。）。

その他職員のサービスに関する決定及び報告に関すること。

職員の給与に係る具申に関する事案とされている場合を除く。)。

副園長の給与減額免除の承認に関すること。

(3) 職員の給与、旅費等人事費に関すること。

1	職員の給与に係る具申に関する事案とされている場合を除く。)。
2	副園長の給与減額免除の承認に関すること。
3	職員の給与に係る具申に関する事。

1	職員の給与に係る具申に関する事。
2	職員（副園長を除く。）の給与減額免除の承認に関する事。
3	職員（副園長を除く。）の各種手当の認定に関する事。

4 型認定こと。 ども園の事務の管理にすること。	4 幼稚園	3 園の施設の管理のこと。	(4) 福利厚生及び安全衛生に関すること。	3 副園長の各種手当の認定に関すること。 4 その他給与、旅費等人件費に係る重要な決定に関すること。
(1) 文書に関すること。	(2) 施設・設備その他の財産に関すること。	(1) 園の環境の整備に関すること。	(4) 職員の退職手当等の具申に関すること。 2 公務災害の認定の副申に関すること。 3 安全衛生委員会に関すること。	1 職員の退職手当等の具申に関すること。 2 公務災害の認定の副申に関すること。 3 安全衛生委員会に関すること。
3 個人情報の開示及び訂正に 関すること。	1 重要な申請、照会、回答及び通知に関すること。 2 公文書の開示等に関するこ と。	1 施設・設備その他の財産の維持管理計画に関すること。 2 重要な教育財産の目的外使用許可に関すること。	1 環境整備計画の決定に関すること。 2 環境整備計画の実施に関すること。 3 職員の健康診断の実施に関すること。	1 資格取得等の申請に関すること。 2 被服貸与の申請に関すること。 3 園の美化計画の実施に関すること。
4 教育及び保育の事務並びに学事	3 2 1 公印に関すること。 文書の管理に関すること。 教育及び保育の事務並びに学事 に係る報告及び答申等に関するこ と（重要なものを除く。）。	1 施設の安全管理の執行管理に関すること。 2 財産台帳に関すること。 3 教育財産の目的外使用許可に関すること（重要なものを除く。）。	1 施設の安全管理の執行管理に関すること。 2 被服貸与の申請に関すること。 3 職員の健康診断の実施に関すること。	1 資格取得等の申請に関すること。 2 被服貸与の申請に関すること。 3 園の美化計画の実施に関すること。

(6) 園の警備に関すること。	(5) 物品管理に関すること。	(4) 請負又は委託による事業及び物品の買入等に関すること。	(3) 収入及び支出に関すること。	(2) 予算・決算に関すること。
と。警備計画の決定に関すること。	物品の管理に係る決定に関する事案とされている場合を除く。)。	請負又は委託による事業及び物品の買入等に係る決定に関する事案とされている場合を除く。)。	資金前渡の請求及び清算をすること。	1 配分予算に係る事務事業の方針及び計画の策定に関すること。 2 配分予算の決算に関すること（副園長の決定すべき事案とされている場合を除く。）。 3 その他予算・決算に係る重要な決定及び報告に関すること。
	物品の管理に係る決定に関する事案とされている場合を除く。)。	請負又は委託による事業及び物品の買入等に係る決定に関する事案とされている場合を除く。)。	物品の管理に係る決定に関する事案と。	1 配分予算に係る事務事業の部分的又は軽易な計画の設定、変更又は廃止に関すること。 2 配分予算の決算に関すること。 3 配分予算の執行状況等の報告に関すること。

<p>5 子育て支援事業に関すること。</p> <p>地域の子どもの養育に関すること。</p>	<p>子育て支援事業の計画の策定及び方針の決定に関すること。</p>
<p>1 子育て支援事業に係る事項の決定及び実施に関すること（計画の策定及び方針の決定に関することを除く。）。</p> <p>2 子育て支援事業の予算管理及び報告に関すること。</p>	<p>子育て支援事業に係る事項の決定及び実施に関すること（計画の策定及び方針の決定に関することを除く。）。</p>

## 付 則

備考 この表において「職員」とは、園長を除く幼稚園型認定こども園に勤務する常勤の職員をいう。

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

文京区立学校事案決定規程（平成十二年教育委員会訓令第一号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この規程は、文京区立の幼稚園、幼稚園型認定こども園、小学校及び中学校（以下「区立学校」という。）の校長（園長を含む。別表を除き、以下同じ。）の権限に属する事務並びに文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号。以下「管理運営規則」という。）第六条第四項の規定又は第三十条の規定により準用する第六条第四項の規定に基づく副校長及び副園長の権限に属する事務（以下「副校長の権限に属する事務」という。）に係る決定権限の合理的配分と決定手続並びに校長が補助執行をする事務に係る決定手続を定めることにより、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、事案の決定の適正化に資することを目的とする。</p> <p>第二条（略）</p> <p>（事案決定の原則）</p> <p>第三条 校長の権限に属する事務及び校長が補助執行する事務に係る事案の決定は、当該決定の結果の重大性に応じ、校長又は副校長（副園長を含む。第十一条第一項及び別表を除き、以下同じ。）が行うものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第四条～第九条（略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この規程は、文京区立の幼稚園、小学校及び中学校（以下「区立学校」という。）の校長（園長を含む。別表を除き、以下同じ。）の権限に属する事務並びに文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号。以下「管理運営規則」という。）第六条第四項に基づく副校長（副園長を含む。別表を除き、以下同じ。）の権限に属する事務（以下「副校長の権限に属する事務」という。）に係る決定権限の合理的配分と決定手続並びに校長が補助執行をする事務に係る決定手続を定めることにより、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、事案の決定の適正化に資することを目的とする。</p> <p>第二条（略）</p> <p>（事案決定の原則）</p> <p>第三条 校長の権限に属する事務及び校長が補助執行する事務に係る事案の決定は、当該決定の結果の重大性に応じ、校長又は副校長が行うものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第四条～第九条（略）</p>

(事案の決定への関与)

第十条（略）

2 副校長は、自己が決定すべき事案のうち、審議を必要とするものについて、当該事案を担当する主幹教諭に審議を行わせるものとする。ただし、当該事案を担当する主幹教諭を置かないときは、副校長が、当該事案の内容に応じて、必要と認めて指定する者に審議を行わせるものとする。

3及び4（略）

(事案の決定関与の臨時代行)

第十一條 前条の規定により審議又は協議の対象とされた事案のうち、副校長の審議又は協議の対象とされた事案について至急に審議又は協議を行う必要がある場合において当該事案について、審議又は協議を行う副校長が不在であるときは、主幹教諭を置く区立小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）については、副校長があらかじめ指定する主幹教諭が審議又は協議を行うものとする。

2（略）

第十二条～第十五条（略）

（副園長の置かれていない幼稚園及び幼稚園型認定こども園に関する特例）

第十六条 副園長の置かれていない区立幼稚園及び幼稚園型認定こども園にあっては、この規程において副園長が行うものとしている事案の決定は、園長が行うものとする。

第十七条（略）

(事案の決定への関与)

第十条（略）

2 副校長は、自己が決定すべき事案のうち、審議を必要とするものについて、当該事案を担当する主幹に審議を行わせるものとする。ただし、当該事案を担当する主幹を置かないときは、副校長が、当該事案の内容に応じて、必要と認めて指定する者に審議を行わせるものとする。

3及び4（略）

(事案の決定関与の臨時代行)

第十一條 前条の規定により審議又は協議の対象とされた事案のうち、副校長の審議又は協議の対象とされた事案について至急に審議又は協議を行う必要がある場合において当該事案について、審議又は協議を行う副校長が不在であるときは、主幹教諭を置く学校については、副校長があらかじめ指定する主幹教諭が審議又は協議を行うものとする。

2（略）

第十二条～第十五条（略）

（副園長の置かれていない幼稚園に関する特例）

第十六条 副園長の置かれていない区立幼稚園にあっては、この規程において副園長が行うものとしている事案の決定は、園長が行うものとする。

第十七条（略）

付 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

別表（第四条関係）

1 幼稚園（略）

備考 この表において「職員」とは、園長を除く幼稚園に勤務する常勤の職員をいう。

2 幼稚園型認定こども園

【別記 参照】

備考 この表において「職員」とは、園長を除く幼稚園型認定こども園に勤務する常勤の職員をいう。

3 小・中学校（略）

備考 この表において「職員」とは、校長を除く学校に勤務する常勤の職員をいう。

別表（第四条関係）

1 幼稚園（略）

備考 この表において「職員」とは、園長を除く幼稚園に勤務する常勤の職員をいう。

(新設)

2 小・中学校（略）

備考 この表において「職員」とは、校長を除く学校に勤務する常勤の職員をいう。

【別記】

件名	区分	園長	副園長
1 幼稚園型認定 こども園の教 育及び保育の 管理に関する こと。	(1) 教育及び保育の事 務に関するこ と。	1 園の教育目標に関するこ と。 2 教育課程の編成に関するこ と。 3 重要な行事の計画に関するこ と。 4 その他教育及び保育の事務に係る重要な計 画及び方針の決定に関するこ と。	1 防災に係る計画に関するこ と。 2 教育及び保育の事務に係る事項の決定及び実施 に関するこ と（重要な計画及び方針の決定に関するこ とを除く。）。
	(2) 学事に関するこ と。	1 園児の入園、在園、修了その他身分取扱い に関するこ と。 2 園児に係る重要な調査並びに照会に対する 回答、重要な証明及び報告に関するこ と。 3 その他学事に係る重要な計画及び方針の決 定に関するこ と。	1 学事に係る事項の決定及び実施に関するこ と（重要な計画及び方針の決定に関するこ とを除 く。）。 2 園児に係る調査並びに軽易な照会に対する回 答、軽易な証明及び報告に関するこ と。
	(3) 給食に関するこ と。	1 給食の重要な計画に関するこ と。 2 給食費の執行管理及び決算に関するこ と。	給食の計画に関するこ と（重要なものを除く。）。
	(4) 幼稚園型認定こども 園徴収金に関するこ と。	1 幼稚園型認定こども園徴収金に係る計画の 決定に関するこ と。 2 幼稚園型認定こども園徴収金に係る予算及 び執行管理に関するこ と。	幼稚園型認定こども園徴収金の執行管理に関する こ と。

		び徴収金額の決定に関すること。	
2 所属職員の管理に関すること。	(1) 職員の人事に関すること。	<p>1 職員の人事に係る具申に関すること。</p> <p>2 その他人事に係る重要な決定及び報告に関すること。</p>	<p>職員の人事に係る軽易な届及び報告に関すること。</p>
	(2) 職員の服務に関すること。	<p>1 職員の校務分掌に関すること。</p> <p>2 主任の充て命じに関すること。</p> <p>3 職員の週休日の指定、週休日の勤務及び変更、宿日直勤務、休日勤務及び代休日の指定、休暇並びに育児休業及び部分休業に関すること。</p> <p>4 職員（副園長を除く。）の超過勤務に関すること。</p> <p>5 副園長の出張（長期にわたる近接地外の出張及び海外への出張を除く。以下本表中において同じ。）の命令に関すること。</p> <p>6 職員の出張の命令に関すること。</p> <p>7 副園長の欠勤、早退その他の届に関すること。</p> <p>8 非常勤講師、嘱託職員の服務に関すること。</p>	<p>1 職員の欠勤、早退その他の届に関すること。</p> <p>2 職員の職務専念義務の免除の承認に関すること (地方公務員法第五十五条第八号の規定に基づく適法な交渉及びその準備を行う場合並びに勤務の軽減措置による場合を除く。)。</p> <p>3 服務に関する軽易な証明等に関すること。</p>

	<p><u>9 副園長及び教育職員の教育に係る兼職又は事業等の従事の承認に関すること。</u></p> <p><u>10 職員の職務専念義務の免除の承認に関すること（副園長の決定すべき事案とされている場合を除く。）。</u></p> <p><u>11 副園長の海外旅行（休業期間中のみ及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇とを接続させる海外旅行に限る。以下本表中において同じ。）の許可に関すること。</u></p> <p><u>12 職員の海外旅行の許可に関すること。</u></p> <p><u>13 職員の研修（長期にわたる研修及び海外派遣研修を除く。以下本表中において同じ。）命令に関すること。</u></p> <p><u>14 服務に関する重要な証明等に関すること。</u></p> <p><u>15 各種表彰候補者等の推薦に関すること。</u></p> <p><u>16 その他服務に係る決定及び報告に関すること（副園長の決定すべき事案とされている場合を除く。）。</u></p> <p><u>17 その他職員の服務に係る決定及び報告に関すること。</u></p>
--	---

	<p>(3) 職員の給与、旅費等人事費に関すること。</p>	<p>1 職員の給与に係る具申に関する事（副園長の決定すべき事案とされている場合を除く。）。</p> <p>2 副園長の給与減額免除の承認に関する事。</p> <p>3 副園長の各種手当の認定に関する事。</p> <p>4 その他給与、旅費等人件費に係る重要な決定に関する事。</p>	<p>1 職員の給与に係る具申に関する事。</p> <p>2 職員（副園長を除く。）の給与減額免除の承認に関する事。</p> <p>3 職員（副園長を除く。）の各種手当の認定に関する事。</p>
	<p>(4) 福利厚生及び安全衛生に関する事。</p>	<p>1 職員の退職手当等の具申に関する事。</p> <p>2 公務災害の認定の副申に関する事。</p> <p>3 安全衛生委員会に関する事。</p>	<p>1 資格取得等の申請に関する事。</p> <p>2 被服貸与の申請に関する事。</p> <p>3 職員の健康診断の実施に関する事。</p>
3 園の施設の管理に関する事。	<p>(1) 園の環境の整備に関する事。</p> <p>(2) 施設・設備その他財産に関する事。</p>	<p>環境整備計画の決定に関する事。</p> <p>1 施設・設備その他財産の維持管理計画に関する事。</p> <p>2 重要な教育財産の目的外使用許可に関する事。</p>	<p>園の美化計画の実施に関する事。</p> <p>1 施設の安全管理の執行管理に関する事。</p> <p>2 財産台帳に関する事。</p> <p>3 教育財産の目的外使用許可に関する事（重要なものを除く。）。</p>
4 幼稚園型認定こども園の事務の管理に関する事。	<p>(1) 文書に関する事。</p>	<p>1 重要な申請、照会、回答及び通知に関する事。</p> <p>2 公文書の開示等に関する事。</p>	<p>1 公印に関する事。</p> <p>2 文書の管理に関する事。</p> <p>3 教育及び保育の事務並びに学事に係る報告及び</p>

<u>すること。</u>		<p>3 <u>個人情報の開示及び訂正に関すること。</u></p> <p>4 <u>重要な報告及び答申等に関すること。</u></p>	<p>答申等に関すること（重要なものを除く。）。</p> <p>4 <u>教育及び保育の事務並びに学事に係る申請、照会、回答及び通知に関すること（重要なものを除く。）。</u></p>
(2) <u>予算・決算に関すること。</u>		<p>1 <u>配分予算に係る事務事業の方針及び計画の策定に関すること。</u></p> <p>2 <u>配分予算の決算に関すること（副園長の決定すべき事案とされている場合を除く。）。</u></p> <p>3 <u>その他予算・決算に係る重要な決定及び報告に関すること。</u></p>	<p>1 <u>配分予算に係る事務事業の部分的又は軽易な計画の設定、変更又は廃止に関すること。</u></p> <p>2 <u>配分予算の決算に関すること。</u></p> <p>3 <u>配分予算の執行状況等の報告に関すること。</u></p>
(3) <u>収入及び支出に関すること。</u>		<u>資金前渡の請求及び清算をすること。</u>	
(4) <u>請負又は委託による事業及び物品の買入等に関すること。</u>		<u>請負又は委託による事業及び物品の買入等に係る決定に関すること（副園長の決定すべき事案とされている場合を除く。）。</u>	<u>請負又は委託による事業及び物品の買入等に係る決定に関すること。</u>
(5) <u>物品管理に関すること。</u>		<u>物品の管理に係る決定に関すること（副園長の決定すべき事案とされている場合を除く。）。</u>	<u>物品の管理に係る決定に関すること。</u>
(6) <u>園の警備に関すること。</u>		<u>警備計画の決定に関すること。</u>	

<p><u>5 子育て支援事業に関すること。</u></p>	<p><u>地域の子どもの養育に関すること。</u></p>	<p><u>子育て支援事業の計画の策定及び方針の決定に関すること。</u></p>	<p><u>1 子育て支援事業に係る事項の決定及び実施すること（計画の策定及び方針の決定に関することを除く。）。</u></p> <p><u>2 子育て支援事業の予算管理及び報告に関すること。</u></p>
--------------------------------	--------------------------------	---	--